

福山市教育委員会会議（第13回）議事日程

2021年（令和3年）2月24日

午後3時30分 於：教育委員室

- 日程第1 議第75号 教育委員会の職務権限に属する事務の補助執行に係る協議について 1
- * 日程第2 議第71号 審査請求に係る弁明書について
- * 日程第3 議第76号 審査請求に係る弁明書の送付及び反論書等の提出を求めることについて

*は非公開予定

議第75号

教育委員会の職務権限に属する事務の補助執行に係る協議について

教育委員会の権限に属する事務の一部を、市長の補助機関である職員に補助執行させることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、次のとおり市長に協議する。

1 補助執行の理由

- (1) 2021年度（令和3年度）機構改正により、補助執行させる職員の所属に変更があるため。
- (2) 補助執行に係る事務のうち、市立幼稚園の職員の任免その他人事に関する事について、現行の事務の範囲に即して規定の整理をするため。

2 補助執行に係る事務

- (1) 補助執行させる職員が所属する課のうち、「中部生涯学習センター」を「中部地域振興課」に変更する。また、内海支所は沼隈支所の所属とする。
- (2) 補助執行に係る事務のうち、「市立幼稚園の職員の任免その他人事に関する事（給与の決定及び処分（休職を除く。）に関する事並びに小学校及び義務教育学校（以下「小学校等」という。）と一体的に実施することを除く。）」を「市立幼稚園の職員の任免その他人事に関する事（給与の決定並びに懲戒処分及び分限処分（心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職を除く。）に関する事並びに小学校及び義務教育学校（以下「小学校等」という。）と一体的に実施することを除く。）」に変更する。

3 実施時期

2021年（令和3年）4月1日

4 その他

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関して疑義が生じたときは、両者協議して定めることとする。